

つくばみらい市行政改革プラン

(2019-2023)

2019年3月
つくばみらい市

ごあいさつ

本市では、第2次つくばみらい市総合計画に掲げた将来像「しあわせと笑顔あふれる みどりがつなぐ“みらい”都市」の実現に向け、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる“元気”なまちづくりを進めています。

現在、我が国においては、人口減少、少子化・超高齢化の進行により、社会全体が「縮小局面」を迎えることが危惧されています。一方で、情報化・グローバル化の進展は、新たな技術開発による利便性のさらなる向上を我々の生活にもたらすとともに、情報・経済の流れやヒト・モノの往来が国の境界を越えて世界とつながる新たな時代へと社会全体が加速している状況にあります。



基礎自治体においても、社会構造の「一大転換」を迎える中で、新たな課題や従来から継続している課題が複雑に絡み合い、新たな発想による取組が求められています。また、基礎自治体における行政運営においても、国、県、周辺自治体との連携のあり方や行政サービス・行政事務のあり方などについて、基礎自治体が担う役割の抜本的見直しが行われている状況にあります。これらは本市においても例外ではなく、持続可能なまちづくりを進めるための方策について、正面から向き合う時期に来ていると思われまます。

このような中、これまでの行財政改革をより発展させ、将来を見据えた改革に着手していくため、この度「つくばみらい市行政改革プラン」を策定しました。

「市民に寄り添い みらいにつなぐ改革」を基本理念として新たに掲げた本プランでは、挑戦と進化・好循環・信頼関係をテーマとした組織運営・財政運営・行政サービスの質的改革を進めることを中心に整理した「みらい改革プラン」とその具体的施策を分野ごとに整理した「アクションプラン」により構成されています。

社会経済情勢が短期間に大きく変貌する時代の中、市民の皆さまのご理解を得ながら、多様化・高度化する行政課題に対応していくための新たな「つくばみらい市行政改革プラン」を着実に推進し、次の時代へと繋ぐ新たな改革の一步を踏み出していきたくと考えております。

最後に、本プランの策定にあたりまして、つくばみらい市行政改革懇談会をはじめ、市民の皆様から多くの貴重なご意見をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

2019年（平成31年）3月

つくばみらい市長 小田川 浩

■ みらい改革プラン（第4次つくばみらい市行財政改革大綱）

1. はじめに 1
2. 改革の基本理念と基本テーマ 2
3. 改革における基本姿勢 3
4. 改革のための推進手段と個別推進項目 6
5. 改革の推進に向けて 12

■ アクションプラン（第4次つくばみらい市行財政改革実施計画）

1. アクションプランの基本的な考え方 15
2. アクションプランの具体的施策 16

■ 策定にあたっての諸資料

1. 策定の経緯 49
2. 各種規程等 50

みらい改革プラン

(第4次つくばみらい市行財政改革大綱)

-2019～2023-

目次

1. はじめに	1
2. 改革の基本理念と基本テーマ	2
3. 改革における基本姿勢	3
(1) 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革	3
(2) 好循環の流れを築く財政運営の質的改革	4
(3) しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革	5
4. 改革のための推進手段と個別推進項目	6
(1) 改革のための推進手段と個別推進項目についての考え方	6
① 推進手段	6
② 個別推進項目	6
(2) 改革のための推進手段（個別推進項目）	7
① 市民満足度の向上	7
② 協働・連携	7
③ 行政評価・選択と集中	8
④ 行政情報提供と魅力発信	9
⑤ ICTの積極活用	9
⑥ リスク管理と公平・公正な業務	10
⑦ コスト意識	11
5. 改革の推進に向けて	12
(1) 改革の体系	12
(2) 改革の推進体制	13
① 改革の推進に関する行政内部体制	13
② 行政改革懇談会に対する報告と意見聴取	13
③ 推進状況の公表	13
(3) 推進期間	14
(4) 改革の進行管理	14

1. はじめに

本市は古くからの農村集落、高度経済成長期に形作られた住宅市街地、みらい平駅周辺のような新たな市街地など、多様で豊かな暮らしの場の創出を図りながら、まちづくりを進めてきました。合併時には約4万1千人だった人口も、みらい平駅周辺の沿線開発の進展とともに人口が増加し、現在では5万1千人規模のまちに発展してきました。この成長の過程においては、市街地形成や道路網の充実といった開発をベースとした“モノ”の価値を高めることで急成長の原動力を担ってきた背景があります。

このように成長し続けてきた本市の人口も長期的に見れば減少すると見込まれる中、これからは「便利な施設がある。立派な道路がある。」というハード自体の“モノ”を充実していく方向だけでなく、「住み心地が良い。暮らしが楽しい。」という情緒“コト”を充実していく方向も意識し、成長に加え成熟度も高めるまちづくりを進めていくことが求められています。

また、全国的に地方創生と地方分権が進む中、これからの自治体においては、自己決定・自己責任の原則のもと、役割と責務が拡大し、これまで以上に自主性の高い行政運営の確立が求められるようになってきています。さらに、社会経済のグローバル化・ボーダレス化の進展、頻発する自然災害への対策、公共施設等の老朽化対策、新たな課題への対応、市民ニーズの多様化や高度化への対応など様々な課題が顕在化する中、コスト削減などの「量の改革」に加え行政サービスの内容を重視する「質の改革」への対応も求められています。

このような背景を踏まえ、本市においては第2次つくばみらい市総合計画（2018年3月）を策定し、行政運営も次なる段階に入ることとなりました。そこで、これまでの改革の成果を生かしながら、次の時代へと新たな改革の一步を踏み出していくための指針として「みらい改革プラン（第4次つくばみらい市行財政改革大綱）」を策定しました。本プランは、総合計画の円滑な推進を下支えするものとして、行政改革を進める方向性を示し、全職員が総合計画に基づき事業を推進する上での根幹として位置づけられるものです。

2. 改革の基本理念と基本テーマ

「モノ」から「コト」のまちづくりへ 新たな改革の一步を踏み出す

第2次つくばみらい市総合計画では「しあわせと笑顔あふれる みどりがつなぐ “みらい” 都市」を将来像として掲げ、「しあわせと笑顔あふれる」市民が「みどりがつなぐ都市（田園都市）」の中で豊かに暮らす姿を将来のイメージ像としながら、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる“元気”なまちづくりを目指していくことを位置づけています。

そのため、これからは、施設などのハードを充実していく“モノ”の価値を高めるまちづくりに加え、市民が暮らす中で「しあわせ」を感じる“コト”を充実するまちづくりを進めていくために、新たな改革の一步を踏み出す必要があります。

これまでの改革の成果を踏まえつつ、次の時代へと新たな改革の一步を踏み出していくために、基本理念と基本テーマを下記に定めます。この基本理念とテーマに基づき「みらい改革プラン（第4次つくばみらい市行財政改革大綱）」及び「アクションプラン（第4次つくばみらい市行財政改革実施計画）」の着実な推進を図っていくものとします。

基本理念

市民に寄り添い みらいにつなぐ改革

… ヒト・コスト・サービスの質的改革で進化する“みらい”へ …

市民の声に耳を傾け、市民に寄り添いながら、みらいへの変化が感じられるよう、改革の意識・発想・行動・結果が、市民一人ひとりのしあわせにつながる行政運営を目指します。

基本テーマ

挑戦と進化

改革の意識を職員間で徹底し、気づき・改善を重ねるとともに、新たな挑戦を通じ、行政組織力の進化を図ります。

好循環

不断の徹底した見直しと将来を見据えた戦略により、未来に向けて積極投資のできる行財政基盤を構築します。

信頼関係

市民と行政が互いのパートナーとして強固な信頼関係を構築し、市民のしあわせを考えた行政サービスを行います。

3. 改革における基本姿勢

改革の基本理念と基本テーマを踏まえ、「みらい改革プラン(第4次つくばみらい市行財政改革大綱)」を進める基本姿勢として、3つの改革項目を掲げます。

(1) 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革

より良い未来の姿を実現するために、新たな知恵や技術、ノウハウを取り入れながら、市民に向き合う行政として質的改革を行い、挑戦と進化を目指した“人・組織”の転換を図ります。

小さな見直し活動から進化する人づくり

職員一人ひとりの能力と職場の活力を維持・向上させるため、職場における業務プロセスの小さな見直し活動や職場環境の改善活動などを行うとともに、初任者の地域理解・職員の自主的学習の支援などを含めた計画的な職員研修を行い、人材の育成に努めます。

また、管理職におけるリスクマネジメント(危険による不測の損害を最少の費用で効果的に処理)に関する意識向上に努め、組織全体を通じてリスク情報の共有やコンプライアンス(法令遵守、社会規範に背くことなく、公平・公正な業務遂行)意識の徹底を図ります。

市民と共に質を変える行政組織づくり

本市のまちづくりの基本は市民と行政が共に創っていくことであるということ職員は意識し、行政全体が一丸となって新たな取組を進める組織への転換を図ります。

加えて、行政事務・庶務事務の省力化(RPA)や情報通信技術(ICT)の積極活用により業務のさらなる効率化と省力化を図りながら、市民一人ひとりに向き合う時間の拡大による市民本位の行政サービスの提供を進めます。

次世代の価値観を取り入れた職場改革

職員一人ひとりが、それぞれの仕事に自信と気概を持って向かい合い、改革への意欲を持てるような仕組みの構築に向けて、活気ある職場づくりに取り組みます。

そのため、職場意識の改革によるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の確保や、メンタルヘルス(精神面における健康)の相談体制、女性職員が意

欲を持って活躍できる環境づくり，育児や介護をしながらでも働きやすい職場環境づくりなどを進めます。

(2) 好循環の流れを築く財政運営の質的改革

人口動態や財政収支見通しを見据えながら，メリハリのある歳出削減・歳入増加の取組を進め，本市の成長・発展に欠かせない施策や事業を着実に実行できる好循環の財政運営を進めます。

50年・100年続くまちを目指した財政運営

職員一人ひとりが取り組む業務について，常に経費に関するコスト意識（日給・時給・分給・秒給のコスト意識）を持ちながら，50年・100年続くつくばみらい市を目指し，経営的視点を持ったスマートかつスピーディな業務遂行を目指します。

また，歳入確保への取組として，市税等の収納率向上を目指すとともに公平性の視点から特定のサービスに対する負担や，受益者負担の適正化についても検討するなど，新たな財源による歳入の積極的な確保に努めます。

やめる勇気を持った施策・事業の見直し

限られた行政資源を効率的・効果的に活用していくため，費用対効果や優先度・重要度などの視点を踏まえ，スクラップアンドビルド方式^{※1}やサンセット方式^{※2}などを取り入れ，やめる勇気を持った施策・事業の見直しを進めます。

※1 スクラップアンドビルド：非効率な行政サービス等を廃棄・廃止して，新しい行政サービス等におきかえる方式。

※2 サンセット方式：予算や行政組織が肥大化することのないよう，法律・予算・事業などに期限を設けその期限を過ぎたら自動的に廃止する方式。

行政規模に見合った社会資本の最適化

今後の人口動向や財政見通しを踏まえながら，行政規模に見合った社会資本の保有量を最適化していく必要があります。そのため，計画的・効率的な公共施設等の更新・長寿命化対策を推進するとともに，施設の統廃合や複合化・集約化，再配置などを計画的に行い，公共施設の管理及び配置の最適化に努めます。

(3) しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革

市民協働の考え方を基本に、市民の声に耳を傾け着実に反映する行政サービスの質的向上に努めながら、信頼関係の強いまちづくりを進めます。

市民ニーズを捉えた行政サービスの最適化

「いかに最少の経費で最大の効果をあげ、より良いサービスの増進を実現するか」が行政運営の基本です。従って、常に市民視点と市民ニーズの的確な把握を行い、行政サービスの最適化を図りながら、市民満足度を高めることが重要です。

そのため、市民の力を応援し、支え合い、多様な関係主体と濃密な連携のもと、みらいを展望した施策・事業の展開で改革を進め、発展へと導きます。

お客様からパートナーに進化する協力の関係

地方分権の行政経営が求められる中、自分たちのまちは、自らつくるといった意識のもと、まちの主体者である市民を中心に各種団体や企業と行政が相互にパートナーシップを確立し、行政のみならず多様な主体がサービスの担い手となりうる“協働のまちづくり”を進めます。

そして、市民への情報提供など情報を共有する開かれた自治体としてさらなる展開を図ります。

未来にチャレンジする業務の質的改革

市民からの問題提起を反映しつつ、機動的かつ迅速に新しい施策・事業を立案し、成果志向の戦略的な展開により、目標の確実な実行に努めます。そして、施策・事業の効率化やスリム化などの量の改革に加え、市民満足度の向上や業務のプロセス管理を意識しながら、行政評価と連動した行政全体の質的改革を進め、変化の激しい時代の中においても、果敢に未来にチャレンジする施策・事業の展開を図ります。

4. 改革のための推進手段と個別推進項目

「3. 改革における基本姿勢」の具体化を図っていくため、改革を推進していく上での考え方である推進手段と、具体的に取り組む内容である個別推進項目を設定しました。

(1) 改革のための推進手段と個別推進項目についての考え方

①推進手段

行政の質的改革は「人・組織」「財政運営」「行政サービス」など行政内部からの改革だけでなく、行政の外部にある社会全体の様々な要素を取り入れることで推進できると考えます。そのため、改革を推進していく上での考え方として、社会との関連する要素を「推進手段」として位置づけます。

②個別推進項目

行政内部の改革をより強力に進めていくため、行政内部の質的改革を進めていく「改革における基本姿勢」と、社会との関連する要素である「推進手段」を相互に関係づけ、個別具体的に推進していく項目（個別推進項目）の設定を行いました。

表一 個別推進項目整理表

基本姿勢 推進手段	(1)時代変化を先取りする “人・組織”の質的改革	(2)好循環の流れを築く財政 運営の質的改革	(3)しあわせな市民を増やす 行政サービスの質的改革
①市民満足度の向上	・コミュニケーションのある組織の環境づくり (0101)	・未来を展望した施策・事業への積極投資 (0201)	・地域の特性や強みを生かした施策・事業の展開 (0301)
②協働・連携	・市民とともに共通の目的に向かう組織を作る (0102)	・産学官など多様な主体と、専門性を生かした連携 (0202)	・市民とともに協働し、支え合い、ともに切り開く (0302)
③行政評価・選択と集中	・可視化(みえる化)・共有化による効果的な人・組織づくり (0103)	・実施計画・予算編成との連携 (0203)	・効果的な推進手段を選択する仕組みづくり (0303)
④行政情報提供と魅力発信	・庁内における情報共有 (0104)	・市外に向けた魅力発信 (0204)	・「協働のまちづくり」に向けた積極的な情報発信 (0304)
⑤ICTの積極活用	・新しい技術の研究と積極的な活用 (0105)	・業務の効率化と省力化 (0205)	・市民の声が活かされる仕組みの構築 (0305)
⑥リスク管理と公平・公正な業務	・コンプライアンスの徹底による組織運営 (0106)	・みらい改革プランの推進による健全な財政運営 (0206)	・市民の安全・安心の確保と内部規律を保つリスク管理 (0306)
⑦コスト意識	・職員及び組織全体におけるコスト意識の醸成 (0107)	・コスト比較による外部への業務移管 (0207)	・市民協働による効率的・効果的な公共サービスの展開 (0307)

※ 項目番号について

項目名称の後ろに記載されているカッコ書きの4桁の番号は下記の意味を表します。

(項目番号 0101)

4- (2) 改革のための推進手段 (A-7 7~) の7つの項目番号①②③④⑤⑥⑦を表します。

3. 改革における基本姿勢 (A-3 3~) の3つの項目番号(1)(2)(3)を表します。

(2) 改革のための推進手段(個別推進項目)

①市民満足度の向上

《基本姿勢(1)時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革》×《推進手段①市民満足度の向上》

・コミュニケーションのある組織の環境づくり(項目番号0101)

組織単位・職場単位でのフラットな議論の場づくりを進めるとともに、改革の意識を組織上部から下部へ降ろしていくトップダウンと職員一人ひとりの改革の小さな芽を上部組織へと挙げていくボトムアップの両方の仕組みを取り入れながら、円滑な意思疎通のある活力ある組織の環境づくりを進めます。

《基本姿勢(2)好循環の流れを築く財政運営の質的改革》×《推進手段①市民満足度の向上》

・未来を展望した施策・事業への積極投資(項目番号0201)

長期的なスパンを見据え、行政運営を安定した成長軌道へ乗せていくため、教育や福祉の水準、子育て環境、産業活動など総合的な魅力を高める施策・事業については、攻めの姿勢で取り組み、積極的に未来への投資を行います。

《基本姿勢(3)しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革》×《推進手段①市民満足度の向上》

・地域の特性や強みを生かした施策・事業の展開(項目番号0301)

人口増加と人口減少の両方の課題を有する本市の特性を踏まえ、地域ごとに異なる世帯構成や年齢構成に応じた公共サービスの提供を図る仕組みづくりに取り組みます。そのため、地域と行政とのパイプ役となり地域の課題に総合的に対応していく窓口を創設し、それぞれが持つ地域の特性や強みを生かした施策や事業の展開に努めます。

②協働・連携

《基本姿勢(1)時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革》×《推進手段②協働・連携》

・市民とともに共通の目的に向かう組織を作る(項目番号0102)

地域や団体の自主・自立による自治の力の強化に努め、市民とともに共通の目的に向かって課題解決を図る組織となるよう職員意識の醸成を図ります。

《基本姿勢(2)好循環の流れを築く財政運営の質的改革》 × 《推進手段②協働・連携》

・産学官など多様な主体と、専門性を生かした連携 (項目番号 0202)

市税収入の大幅な増収は見込めない状況の中でも「みらい」への投資を行っていくため、各種団体・組織・企業との連携・協働を進め、多様な主体の力をまちづくりに生かす取組の充実を図ります。さらに、必要な知識と手法を入手するためのアドバイザーも活用し、行政力の拡大に努めます。

《基本姿勢(3)しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革》 × 《推進手段②協働・連携》

・市民とともに協働し、支え合い、ともに切り開く (項目番号 0302)

「(仮)つくばみらい市協働指針」に基づき、市民の声に耳を傾け市民に寄り添ったまちづくりの積極的な展開を図ります。

③ 行政評価・選択と集中

《基本姿勢(1)時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革》 × 《推進手段③行政評価・選択と集中》

・可視化(みえる化)・共有化による効果的な人・組織づくり (項目番号 0103)

職員一人ひとりが気づく改革の小さな芽を可視化(みえる化)するととともに、地域から個人レベルまで様々な市民ニーズについて組織全体で共有化しながら、課題に迅速・的確に対応しうる効果的な職員配置や組織体制の構築を図ります。

《基本姿勢(2)好循環の流れを築く財政運営の質的改革》 × 《推進手段③行政評価・選択と集中》

・実施計画・予算編成との連携 (項目番号 0203)

庁内における考察・検討・議論の繰り返しの定着を図りながら、Check(行政評価)での指摘をPlan(実施計画)やDo(各年度予算)へと反映する軸となるAction(改革)を強化し、総合計画における実施計画と予算編成との連携を図ります。

《基本姿勢(3)しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革》 × 《推進手段③行政評価・選択と集中》

・効果的な推進手段を選択する仕組みづくり (項目番号 0303)

行政内部での評価を通じ組織内での目標や意識の共通認識を図るとともに、外部からの評価目線(市民からの目線・専門的立場からの目線)を取り入れ、より

効果的な推進手段を考え、適切な施策・事業が選択できるよう仕組みの構築を図ります。

④ 行政情報提供と魅力発信

《基本姿勢(1)時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革》×《推進手段④行政情報提供と魅力発信》

・ 市内における情報共有 (項目番号 0104)

市民とのコミュニケーションにおいてスムーズな対応ができるよう、行政内部における主要な施策・事業についての情報共有を図ります。

《基本姿勢(2)好循環の流れを築く財政運営の質的改革》×《推進手段④行政情報提供と魅力発信》

・ 市外に向けた魅力発信 (項目番号 0204)

首都圏においてもきらりと光る存在感のあるまちとして、様々な情報メディア媒体を使いながら、知りたいまち・訪れてみたいまち・住んでみたいまち・住み続けたいまちとしての市の魅力を戦略的に発信します。

《基本姿勢(3)しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革》×《推進手段④行政情報提供と魅力発信》

・ 「協働のまちづくり」に向けた積極的な情報発信 (項目番号 0304)

市民と共にまちづくりを進める「協働のまちづくり」の実現に向けて、地域が総合的な力を発揮して地域の課題を自ら解決できるよう、積極的な情報発信を進めます。

⑤ ICTの積極活用

《基本姿勢(1)時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革》×《推進手段⑤ICTの積極活用》

・ 新しい技術の研究と積極的な活用 (項目番号 0105)

本来の業務に対し、行政職員がさらに集中できる体制を構築していくため、情報通信技術（ICT）の積極的な活用を図るとともに、人工知能（AI）等の次世代技術の研究や導入にあたっての検討を進めます。

《基本姿勢(2)好循環の流れを築く財政運営の質的改革》 × 《推進手段⑤ I C Tの積極活用》

・業務の効率化と省力化 (項目番号 0205)

今後も引き続き I C Tを活用した予約システム等の導入やマイナンバーカードの活用などに取り組み、さらなる行政サービスの向上と事務効率化に努めます。さらに、行政業務・庶務業務の省力化 (R P A) など情報通信技術 (I C T) を有効に取り入れ、行政事務の効率化や事務改善、コスト削減を推進します。

《基本姿勢(3)しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革》 × 《推進手段⑤ I C Tの積極活用》

・市民の声が活かされる仕組みの構築 (項目番号 0305)

行政全体で市民の声に耳を傾け市民に寄り添った行政の展開を図ります。そのため、各種会合の発言や相談事、苦情、提案など、様々な市民の声をデータベース化し、担当課から必要な部署へ伝え、行政活動へと反映する仕組みの構築を推進します。

⑥リスク管理と公平・公正な業務

《基本姿勢(1)時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革》 × 《推進手段⑥リスク管理と公平・公正な業務》

・コンプライアンスの徹底による組織運営 (項目番号 0106)

評価・気づき・改善など日々の業務における改革の取組を通じて公平・公正な業務の遂行に努めるとともに、コンプライアンスの徹底に向けた内部統制環境の整備を図ります。

《基本姿勢(2)好循環の流れを築く財政運営の質的改革》 × 《推進手段⑥リスク管理と公平・公正な業務》

・みらい改革プランの推進による健全な財政運営 (項目番号 0206)

みらい改革プランの推進において、P D C Aサイクルを通じて施策・事業の最適化を図りながら、成果を俯瞰的な視点で分析し、財務におけるリスクマネジメントを効果的に実施します。

《基本姿勢(3)しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革》×《推進手段⑥リスク管理と公平・公正な業務》

・ **市民の安全・安心の確保と内部規律を保つリスク管理** (項目番号 0306)

市民の安全・安心のための防災・縮災・備災に向けて、市民との間で自助・共助・公助の立場を共有することに努めます。さらに、行政組織においても不測の事態に備えたリスクマネジメントや危機管理の充実強化を図ります。

⑦ **コスト意識**

《基本姿勢(1)時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革》×《推進手段⑦コスト意識》

・ **職員及び組織全体におけるコスト意識の醸成** (項目番号 0107)

日々の業務における「①人的資源・予算等の投入→②事務事業の実施→③行政活動の結果→④市民が享受する効果・成果」の流れを踏まえ、個々の職員のみならず組織全体に対して、日給・時給・分給・秒給という時間が消費する費用（コスト）の重要性に関する意識醸成を図ります。

《基本姿勢(2)好循環の流れを築く財政運営の質的改革》×《推進手段⑦コスト意識》

・ **コスト比較による外部への業務移管** (項目番号 0207)

職員が自ら対応すべき業務や施策・事業の立案等に注力できるよう、定型反復的な庁内の内部管理業務については、できる限り標準化や集約化、委託化により効率化を図ります。

《基本姿勢(3)しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革》×《推進手段⑦コスト意識》

・ **市民協働による効率的・効果的な公共サービスの展開** (項目番号 0307)

これまで自治体が単独で取り組んできた分野については、市民の知恵やアイデア、資金や技術を取り入れながら、市民と行政との協働事業を推進し、行政コストの最適化を図ります。

5. 改革の推進に向けて

(1) 改革の体系

改革の基本理念である「市民に寄り添い 未来につなぐ改革」の実現を図るため、「改革における基本姿勢」「改革のための推進手段」を相互に連携させながら、市民と行政が共に力を合わせて行う改革を進めます。また、基本姿勢と推進手段の組み合わせから導き出される改革の具体的施策を別途アクションプランに位置づけ、改革項目の着実な実行に努めます。

基本理念『市民に寄り添い 未来につなぐ改革』

…ヒト・コスト・サービスの質的改革で進化する“未来”へ…

市民の声に耳を傾け、市民に寄り添いながら、未来への変化が感じられるよう、改革の意識・発想・行動・結果が、市民一人ひとりのしあわせにつながる行政運営を目指します。

基本テーマ

挑戦と進化

好循環

信頼関係

改革における基本姿勢

時代変化を先取りする “人・組織”の質的改革

- 小さな見直し活動から進化する人づくり
- 市民と共に質を変える行政組織づくり
- 次世代の価値観を取り入れた職場改革

好循環の流れを築く財 政運営の質的改革

- 50年・100年続くまちを目指した財政運営
- やめる勇気を持った施策・事業の見直し
- 行政規模に見合った社会資本の最適化

しあわせな市民を増やす 行政サービスの質的改革

- 市民ニーズを捉えた行政サービスの最適化
- お客様からパートナーに進化する協力の関係
- 未来にチャレンジする業務の質的改革

改革のための推進手段

市民満足度の向上	(組織の環境づくり/未来を展望した積極投資/地域特性や強みを生かす)
協働・連携	(共通の目的に向かう組織を作る/多様な主体との連携/協働し支え合い切り開く)
行政評価・選択と集中	(効果的な人・組織づくり/実施計画・予算との連携/推進手段を選択する仕組み)
行政情報提供と魅力発信	(庁内における情報共有/市外への魅力発信/協働のまちづくりに向けた情報発信)
I C Tの積極活用	(新しい技術の研究と活用/業務の効率化と省力化/市民の声が生かされる仕組み)
リスク管理と公平・公正な業務	(コンプライアンスの徹底/改革プラン推進による健全な財政運営/リスク管理)
コスト意識	(職員・組織のコスト意識醸成/コスト比較と外部移管/効率・効果的な公共サービス展開)

(2) 改革の推進体制

①改革の推進に関する行政内部体制

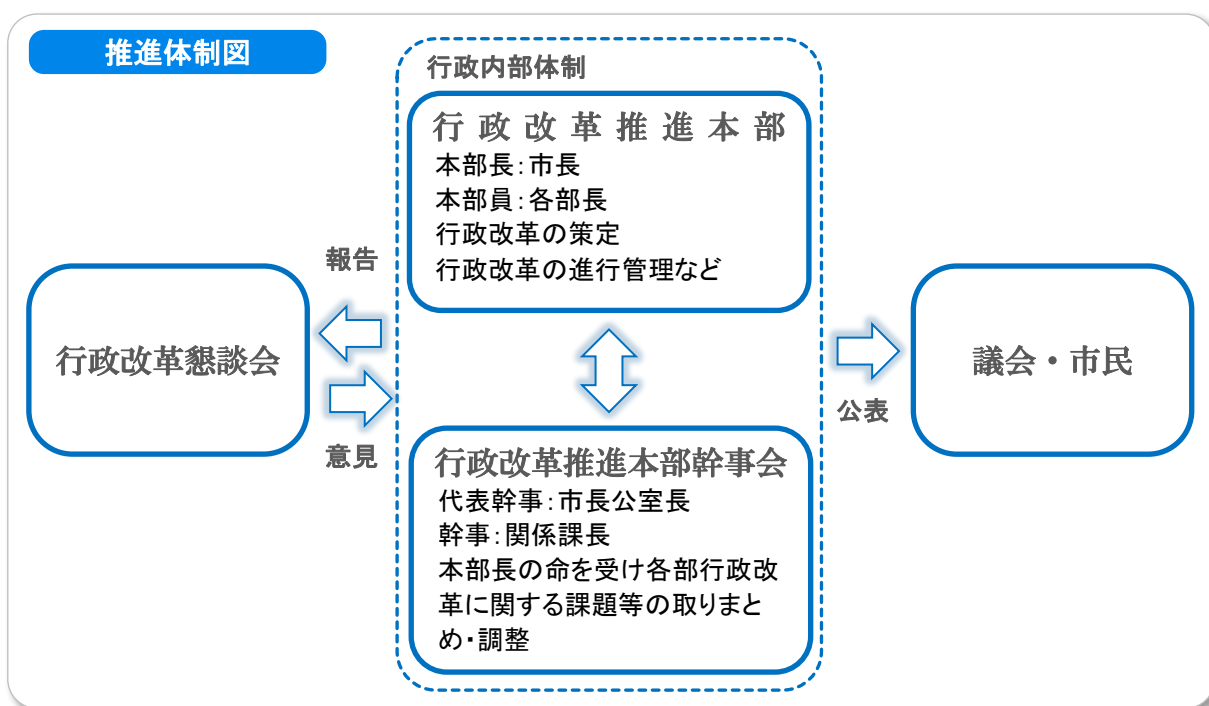
推進にあたっての行政内部体制としては、市長を本部長とし、各部長を本部員として組織する「行政改革推進本部」を中心に、その下部組織である「行政改革推進本部幹事会」と連携を図りながら行政改革の推進を図ります。

②行政改革懇談会に対する報告と意見聴取

市民と有識者からなる行政改革懇談会に対して推進状況を報告するとともに、ご意見等を聴取します。

③推進状況の公表

行政改革の推進状況を公表することで、行政改革の可視化（みえる化）を図ります。



(3) 推進期間

みらい改革プラン（第4次つくばみらい市行財政改革大綱）は、第2次つくばみらい市総合計画との整合性を図りながら進めることから、2019年度から2023年度までの5年間とします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028以降
第2次つくばみらい市総合計画											
基本構想	[Hatched bar from 2018 to 2027]										[Dotted arrow from 2028 onwards]
基本計画(前期・後期)	[Hatched bar from 2018 to 2022]					[Hatched bar from 2023 to 2027]					[Dotted arrow from 2028 onwards]
つくばみらい市行政改革プラン(2019-2023)											
みらい改革プラン (第4次つくばみらい市行財政改革大綱)		[Hatched bar from 2019 to 2023]					[Dotted arrow from 2024 onwards]				
アクションプラン (第4次つくばみらい市行財政改革実施計画)		[Hatched bar from 2019 to 2023]					[Dotted arrow from 2024 onwards]				

(4) 改革の進行管理

本改革プランに位置づけた施策に基づくまちづくりの進捗状況については、予算や組織体制の見直しと連携しながら、改革プラン（Plan）を実行（Do）に移し、その効果・成果を点検・評価（Check）し、必要な改善策（Action）を講じながら、計画の質的向上につなげるPDCAサイクルによって実効性を高めます。

ア ク シ ョ ン プ ラ ン

(第4次つくばみらい市行財政改革実施計画)

-2019～2023-

1. アクションプランの基本的な考え方	15
(1) アクションプランの趣旨	15
(2) アクションプランの推進期間	15
(3) アクションプランの推進体制	15
①行政改革推進本部における行政改革の推進	15
②市民への公表	15
③行政改革懇談会への報告	15
2. アクションプランの具体的施策	16
(1) 具体的項目一覧	16
(2) 分野別の具体的施策	17
①時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革（挑戦と進化）	17
②好循環の流れを築く財政運営の質的改革（好循環）	25
③しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革（信頼関係）	41

1. アクションプランの基本的な考え方

(1) アクションプランの趣旨

本計画は「みらい改革プラン」に基づき実施すべき改革について、具体的な実施項目の内容及びスケジュールを明らかにするために策定するものです。

(2) アクションプランの推進期間

アクションプラン (第4次つくばみらい市行財政改革実施計画) は、第2次つくばみらい市総合計画との整合性を図りながら進めることから、2019年度から2023年度までの5年間とします。

(3) アクションプランの推進体制

①行政改革推進本部における行政改革の推進

本計画の迅速かつ着実な実施に向け、行政改革推進本部を中心とする庁内組織において、推進を図っていくものとします。

また、新たに取り組むべき改革事項が生じた場合には、その進行管理も併せて行う。なお、年度途中で検討が終了したものについては、次年度を待たずに実施に移すなど、迅速性を心がけて改革に取り組むものとします。

さらに、年度計画が具体化できるものについては、改革の推進の中で具体化するよう努めるものとします。

②市民への公表

本計画の実施状況については、定期的に市のホームページ等で公表し、意見や提案を実施項目に反映させていくこととします。

③行政改革懇談会への報告

本計画の実施状況については、市議会及び市民、学識経験者等で組織する行政改革懇談会へ定期的に報告し、助言や指導を得ながら行財政改革に取り組むこととします。

2. アクションプランの具体的施策

(1) 具体的施策項目一覧

時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革（挑戦と進化）
1-① 定員管理 1-② 人材の確保 1-③ 人材の育成 1-④ 女性職員の活躍基盤の確保 1-⑤ リスクマネジメント 1-⑥ 庁内の情報共有 1-⑦ 小さな見直し（カイゼン活動）の普及 1-⑧ ワークライフバランスの徹底
好循環の流れを築く財政運営の質的改革（好循環）
2-① 収納率の維持向上（税－市税） 2-② 収納率の維持向上（税-国民健康保険税） 2-③ 収納率の維持向上（税-介護保険料） 2-④ 収納率の維持向上（使用料－市営住宅） 2-⑤ 特別会計・公営企業会計の見直し 2-⑥ 社会保障制度の適正な運営（国民健康保険） 2-⑦ 社会保障制度の適正な運営（介護保険） 2-⑧ 補助・負担金の適正化 2-⑨ 受益者負担の適正化 2-⑩ 公共施設の個別施設計画策定と適正配置 2-⑪ 未利用地の活用処分と管理 2-⑫ 費用対効果を意識した事務事業の効率化 2-⑬ 行政評価を活用した事業の見直しと再構築 2-⑭ 新たな財源の拡充 2-⑮ 新たな地域経営手法の創設 2-⑯ 民間活力の導入
しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革（信頼関係）
3-① 市民意見の収集 3-② 魅力発信 3-③ 市民・地域との協働 3-④ 市民参加機会の創出 3-⑤ 情報システムの効率的な活用

(2) 分野別の具体的施策

①時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革(挑戦と進化)

実施項目	定員管理							項目番号	1-①						
(アクション項目の概要)								主管課	総務課						
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革(挑戦と進化)							推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
									●		●				◎
現 状	・業務の集約・効率化を図ったことから、平成18年度から平成25年度までに12.8%の職員数削減を行った。しかし人口増加、多様化する市民ニーズへの対応、権限委譲等による業務の増加に伴い、職員数を増やし組織的強化を図っている。														
課 題	・市の重要施策の実現、市民サービスの維持・向上のためには、定員管理が必要になっている。														
目指す姿(改革のゴール目標)	・定員管理計画の策定と運用により、適正な職員数の管理を行う。 【定員管理計画に基づく職員数の増減】														
取組方針(ゴールまでのアプローチ方針)	・重要施策の実現、業務増加に対応するために、職員の定員管理計画を策定、運用することで、計画的な人員配置を行う。														

項目名	内 容	取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	定員管理計画の策定	●	●			
取組内容	各種施策を推進するために必要な職種や職員数を適正に管理する定員管理計画を策定する。	取組目標 定員管理計画の策定				
取組項目2	定員管理計画の運用			●	●	●
取組内容	定員管理計画に基づき、職員数の管理を行う。	取組目標				
取組項目3	組織機構の見直し			●	●	●
取組内容	定員管理計画を運用していく中で、組織機構の見直しが必要となった場合は再編、解消等を行う。	取組目標 組織機構の見直し				
取組項目4						
取組内容		取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目 人材の確保 (アクション項目の概要)		項目番号 1-②							
		主管課	総務課						
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革(挑戦と進化)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			●		◎				
現 状	・市民の望む行政サービスは多様化・複雑化しており、職員においては技術的専門知識や判断能力が必要とされている。								
課 題	・専門的知識が必要な業務については、業務委託などにより補ってきたが、内部意思決定を行うための職員技能も必要とされている。多様化・複雑化する市民ニーズ、変化する社会情勢に対応するための人材を確保しなければならない。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・民間等経験者の採用、任期付職員の採用、再任用職員の配置を行う。 ・専門的知識・先進技術等を習得した職員の採用を行う。 【採用人数、配置数】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・民間等経験者の採用についての仕組みについて検討する。検討結果を踏まえ採用の仕組みづくりをし、運用することで民間等経験者を採用する。 ・事業内容に合わせた任期付採用職員を採用する。また、経験豊富な再任用職員を配置する。								

〈アクション項目の年度別計画〉		取組期間				
項目名	内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	民間等経験者、専門的知識・先進技術等を習得した職員の採用についての研究	●	●			
取組内容	専門性の高い職種における即戦力として、必要な人材を確保できるよう体制づくりを研究する。	取組目標	体制の確立			
取組項目2	民間等経験者、専門的知識・先進技術等を習得した職員雇用体制の運用			●	●	●
取組内容	民間等経験者雇用体制運用により職員を採用する。	取組目標	専門知識を持った職員の採用			
取組項目3	任期付職員の採用	●	●	●	●	●
取組内容	重点プロジェクトや期間の決まった事業等に対して任期付の職員を採用する。	取組目標	任期付職員の採用			
取組項目4	再任用職員の活用	●	●	●	●	●
取組内容	培われた知識や技術の伝達、若手職員の育成支援の観点から、再任用職員を配置する。	取組目標	再任用職員の適正配置			
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	人材の育成	項目番号	1-③						
(アクション項目の概要)		主管課	総務課						
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革 (挑戦と進化)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			●	◎	●	●	●		
現 状	・市民の望む行政サービスは多様化・複雑化しており、職員においては技術的専門知識や判断能力が必要とされている。								
課 題	・多様化する行政課題への対応、市民ニーズに柔軟に対応できる人材の育成が必要である。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・まちづくりに求められる能力(ファシリテーション能力等)を習得した職員を増やす。 【研修内容, 対象, 参加人数】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・職員に対して、ファシリテーション研修、ワークショップ型研修など、まちづくりに求められる能力を身につけるための研修を開催する。 ・職員の能力向上のために、外部派遣を実施する。								

項目名		内容	取組期間				
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1		まちづくりに必要な研修内容の検討	●	●	●	●	●
取組内容		ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、これからの職員に必要な研修内容の検討をする。					
取組項目2		まちづくりのための研修の実施		●	●	●	●
取組内容		検討結果を踏まえ、まちづくりに必要な能力を身につけるための研修を実施する。					
取組項目3		能力向上のための外部派遣	●	●	●	●	●
取組内容		職員の能力向上のために、職員を外部に派遣する。					
取組項目4		「職員の自己啓発等休業」の周知	●	●	●	●	●
取組内容		自主的な能力向上のための休業制度等の周知を行う。					
取組項目5		若手職員の地域理解のための研修の検討・実施	●	●	●	●	●
取組内容		入庁3年目までの職員を対象に、地域の特性等を把握するためのワークショップ型の研修を検討し、実施する。					
取組項目6							
取組内容							

実施項目	女性職員の活躍基盤の確保						項目番号	1-④	
(アクション項目の概要)									
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革(挑戦と進化)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			◎					●	●
現 状	・女性管理職の割合が低い。女性職員の育児休業後の復帰率は100%である。結婚・妊娠・出産に関する制度や届出についてのガイドブックを作成し、庁内情報共有システムに掲載している。								
課 題	・政策立案過程において、女性の意見を取り入れていかなければならないが、女性管理職の人数が少ない。育児休業や看護休暇等の制度について、職員全体が把握できるよう周知すると共に、各種制度を利用しやすい環境を整備する必要がある。								
目指す姿(改革のゴール目標)	・女性職員が活躍できる職場、育児休業や看護休暇等を取得しやすい職場環境を目指す。 ・管理職の女性比率30%を目指す。 【女性管理職の割合】								
取組方針(ゴールまでのアプローチ方針)	・女性職員が安心して働ける環境を整える。また、全職員に対して、結婚から育児に関する福利厚生制度や各種制度を周知・啓発する。								

アクション項目の年度別計画			取組期間				
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
項目名	内容						
取組項目1	特定事業主行動計画の運用		●	●	●	●	●
取組内容	特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍基盤を確保する。	取組目標	担当課と運用状況についての会議				
取組項目2	男性職員に対する啓発活動		●	●	●	●	●
取組内容	男性職員に対して、育児休業等の制度や意義についての周知を行う。	取組目標	啓発活動の実施				
取組項目3	女性へのハラスメントの防止		●	●	●	●	●
取組内容	女性へのパワハラやセクハラ等について、注意喚起をする。	取組目標					
取組項目4	結婚・妊娠・出産・育児に関する制度の周知		●	●	●	●	●
取組内容	庁内ネットワーク等で各制度の周知を行う。	取組目標					
取組項目5							
取組内容		取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

実施項目	リスクマネジメント	項目番号	1-⑤						
(アクション項目の概要)		主管課	総務課						
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革 (挑戦と進化)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
							◎		
現 状	・職員が行う業務においては、細心の注意を払っているが、業務ミス等が発生してしまっている。								
課 題	・問題発生時には全職員が意識するものの、時間経過と共に問題意識が薄れ、同様の問題やうっかりミスが発生している。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・危機管理対応マニュアルの作成を行う。 ・業務ミスに関する情報共有により業務ミス0件を目指す。 【業務ミス件数】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・全職員に対し、コンプライアンスを徹底させるための取組を行う。 ・定例的な注意喚起と課内での意識付けを行う。 ・庁内ネットワーク等、目に付きやすい場所への周知において注意喚起を促す。								

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
			2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
取組項目1	コンプライアンスの徹底		●	●	●	●	●
取組内容	全職員に対し、朝礼等で注意喚起するなどコンプライアンスを徹底させる。	取組目標					
取組項目2	過去の業務ミスの整理		●				
取組内容	本市で発生した業務ミスを整理する。	取組目標	情報については随時更新していく。				
取組項目3	全庁での情報共有		●	●	●	●	●
取組内容	関係課だけでなく、全職員が全ての業務ミスについて情報共有し、問題意識を持たせる。	取組目標					
取組項目4	外部の業務ミス事案の収集と周知		●	●	●	●	●
取組内容	他自治体や企業等での業務ミスを収集し、周知することで職員に注意を促す。	取組目標					
取組項目5	業務ミスに関する調書の提出		●	●	●	●	●
取組内容	業務ミスが発生した場合やヒヤリハットが起きた場合は調書を提出、情報共有することで注意喚起する。	取組目標					
取組項目6	危機管理対応マニュアルの作成		●	●			
取組内容	過去の事例、現在の社会情勢をもとに危機管理対応マニュアルの作成を行う。	取組目標	危機管理対応マニュアルの作成				

実施項目	庁内の情報共有						項目番号	1-⑥		
(アクション項目の概要)								主管課	企画政策課	
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革(挑戦と進化)		推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
				●			◎			●
現 状	<p>・各課が行っている事務事業については、全職員が把握できるようなシステムになっていない。また各課で策定する各種計画とそれに関連する委員会、審議会等の内容については、必要に応じて担当課が関係部署に情報提供している状況である。</p>									
課 題	<p>・事務事業の効率化、質の向上を図るうえで、各課で実施されている事業の把握、各種計画策定時の委員会、審議会等が出た意見を把握することが重要であるが、現状の情報共有体制は不十分である。</p>									
目指す姿(改革のゴール目標)	<p>・全事務事業、各種会議の会議録、委員会の議事録等の情報共有体制づくりを目指す。 【情報共有システムの整備・運用】</p>									
取組方針(ゴールまでのアプローチ方針)	<p>・全事務事業、会議録、議事録等、庁内で共有すべき情報の精査を行う。それと同時に全職員が情報を共有できるようなシステムを整備、運用をする。 ・システムの周知と有効な運用方法についての検討を随時行っていく。</p>									

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
項目名	内容		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	情報共有システムの整備		●				
取組内容	全職員が情報を共有できるシステムを整備する。	取組目標	システム整備				
取組項目2	共有する情報の精査と整理		●	●			
取組内容	共有することで事務事業の効率化、質の向上につながる情報の精査と使いやすい形に整理する。	取組目標					
取組項目3	情報共有システムの運用			●	●	●	●
取組内容	情報共有システムを全職員に対し公開し運用する。	取組目標					
取組項目4	情報共有の推進			●	●	●	●
取組内容	システムの有効利用について職員に対し周知するとともに、共有すべき情報を増やすなど強化を図る。	取組目標					
取組項目5							
取組内容		取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

実施項目	小さな見直し(カイゼン活動)の普及						項目番号	1-⑦	
(アクション項目の概要)								主管課	総務課
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革(挑戦と進化)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			●		◎				●
現 状	・職員の提案による業務改善事例が少ない。								
課 題	・職員が意見を提案できる機会を増やすため、新たな制度の確立が必要である。								
目指す姿(改革のゴール目標)	・「カイゼン活動」の導入と運用によりボトムアップ方式の改善の仕組みを目指す。 【改善活動の導入、カイゼン件数】								
取組方針(ゴールまでのアプローチ方針)	・職員から改善案を吸い上げるボトムアップの仕組みを作る。 ・ボトムアップとトップダウンの両面からの「カイゼン活動」を導入し、運用をする。								

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	ボトムアップの仕組みづくり		●				
取組内容	全職員から意見を吸い上げ、整理することができる仕組みづくりをする。	取組目標	ボトムアップのためのシステム整備とワーキングチームづくり				
取組項目2	カイゼン活動の導入と検証			●			
取組内容	実際にカイゼン活動を導入する。そしてどのように運用していくことが効果的か検証する。	取組目標	職員からの提案方法、内容についての検討と運用方法の検証				
取組項目3	カイゼン活動の本格運用				●	●	●
取組内容	カイゼン活動を運用し、業務の改善を行う。	取組目標	カイゼン案を業務に取り入れる				
取組項目4	カイゼン活動の推進			●	●	●	●
取組内容	全職員がカイゼンの意識を持つように、周知活動をするなど、積極的に推進していく。	取組目標	周知活動の実施				
取組項目5							
取組内容							
取組項目6							
取組内容							

実施項目	ワークライフバランスの徹底		項目番号	1-⑧					
(アクション項目の概要)			主管課	総務課					
基本姿勢	1. 時代変化を先取りする“人・組織”の質的改革 (挑戦と進化)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			◎					●	●
現 状	・市民ニーズの多様化によって職員一人に対する業務量が増加しており、時間外業務もかなり増加している。そのため、余暇の確保、休暇が取得できない状況になっている。また、精神的健康を害する事例が発生している。								
課 題	・職員の健康状態を良好に保つことで、市民サービスや業務実施の質が上がるような職場環境を作らなければならない。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・ワークライフバランスが徹底した職場環境を目指す。 【ワーク・ライフ・バランスに関する取組】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・現在実施しているノー残業DAYの徹底、時差出勤制度を推進していきながら、さらなる取組を検討し実施する。また、休暇等の取りやすい職場環境づくりを行い、職員の良好な健康状態を保てるようにする。								

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
項目名	内容		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
取組項目1	ノー残業DAYの徹底		●	●	●	●	●
取組内容	ノー残業DAYの取組を徹底し、職員のワーク・ライフ・バランスに対する意識付けを行う。	取組目標	全職員のノー残業DAYの実施				
取組項目2	時差出勤制度の推進		●	●	●	●	●
取組内容	勤務状況に合わせた時差出勤制度を推進する。	取組目標	より効果的に制度を活用できるよう見直しを実施する				
取組項目3	働き方改革についての検討		●	●	●	●	●
取組内容	現在実施している取組の強化、テレワーク等の新たな取組の検討を行う。	取組目標					
取組項目4	働き方改革の実施			●	●	●	●
取組内容	検討結果をもとに、働き方改革を実施する。	取組目標					
取組項目5							
取組内容		取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

②好循環の流れを築く財政運営の質的改革（好循環）

実施項目	収納率の維持向上（税一市税）	項目番号	2-①						
(アクション項目の概要)		主管課	収納課						
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革（好循環）	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
								◎	●
現 状	・市税（住民税、固定資産税、軽自動車税）の収納率においては、平成29年度で県内2位となっている。								
課 題	・安定的な財源の確保、収納率の維持向上のためには、現年度課税分と滞納繰越分の滞納処分の早期着手、徴収職員の育成、徴収事務の効率化が必要になっている。								
目指す姿（改革のゴール目標）	・収納率の維持向上、納付方法の利便性向上、債権管理の一元化による安定した収納額の確保を目指す。 【収納率98.3%以上、徴収の効率化に関する取組】								
取組方針（ゴールまでのアプローチ方針）	<ul style="list-style-type: none"> ・納期限内の自主納付を推進するための手法の調査・研究をする。 ・より利便性が向上する新たな納付方法について調査・研究する。 ・税外債権と連携し、徴収強化するための取組みについて調査・研究する。 ・税外債権を含めた徴収強化に向けた職員のスキルアップのための研修を実施する。 								

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	滞納者への早期滞納処分の実施		●	●	●	●	●
取組内容	高額滞納者にさせないため、早期に調査を実施し、滞納処分を行う。	取組目標					
取組項目2	期限内納付推進の調査・研究		●	●	●	●	●
取組内容	納期限内納付を推進するための手段を調査・研究する。	取組目標					
取組項目3	納付方法の拡充による利便性の向上		●	●	●	●	●
取組内容	今の納付方法の他、新たに効果的な納付方法を調査・研究する。	取組目標	新たな納付方法の導入				
取組項目4	税と税外債権の連携した徴収取組みを調査・研究		●	●	●	●	
取組内容	税と税外債権を効率的かつ適正に管理が出来るかを調査・研究する。	取組目標	債権管理の一元化				
取組項目5	税外債権を含む職員のスキルアップ研修の実施		●	●	●	●	●
取組内容	各債権担当者の徴収スキルアップのための研修を実施する。	取組目標	徴収関係職員に対する研修の実施				
取組項目6							
取組内容		取組目標					

実施項目	収納率の維持向上（税 - 国民健康保険税）	項目番号	2-②
(アクション項目の概要)		主管課	国保年金課
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革（好循環）	推進手段	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税現年度分の収納率は、平成29年度で県内3位となっている。 高齢化の進行や近年の医療技術の高度化に伴い、医療費が増加傾向にある。 		
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業の安定的な運営を目指すために、財源となる国民健康保険税の収納率の維持向上が必要となっている。 		
目指す姿 (改革のゴール目標)	<ul style="list-style-type: none"> 収納率の維持向上と徴収業務の効率化による安定した収納額の確保を目指す。 【収納率95%以上、徴収の効率化に関する取組】 		
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	<ul style="list-style-type: none"> 現在行っている納期限内の自主納付の推進方法を整理する。 より良い納期限内の自主納付の推進方法と新たな収納方法を調査・研究し随時取り入れる。 収納業務、債権管理の一元化について検討する。 		

〈アクション項目の年度別計画〉		取組期間				
項目名	内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	自主納付の推進方法の整理	●				
取組内容	国民健康保険税の現金納付や口座振替の推進方法の現状と改善点を整理する。	取組目標				
取組項目2	自主納付の推進方法と収納方法の調査研究	●	●	●	●	●
取組内容	より良い自主納付の推進方法と新たな収納方法を他自治体の事例を参考に研究する。	取組目標				
取組項目3	債権管理についての検討	●	●	●	●	
取組内容	徴収業務の効率化のために、税や保険料等の債権管理の一元化について調査・検討を行う。	取組目標	債権管理の一元化			
取組項目4	新たな債権管理体制の構築			●	●	●
取組内容	効果的に業務が遂行できるよう新たな債権管理体制の構築を図る。	取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	収納率の維持向上 (税 - 介護保険料)		項目番号	2-③					
(アクション項目の概要)			主管課	介護福祉課					
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革 (好循環)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
								◎	●
現 状	・ 臨戸訪問、滞納者への早期催告などを続けてきた結果として、収納率は年々は向上している。								
課 題	・ 介護保険事業の安定的な運営には、介護保険制度についての周知をパンフレットなどで行っているが、制度内容等について十分な理解を得られていない。徴収に関しては庁内で連携し、徴収業務の効率化を図る必要がある。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・ 収納率の維持向上と徴収業務の効率化による安定した収納額の確保を目指す。 【収納率98.5%以上、徴収の効率化に関する取組】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・ 介護保険制度の理解を得るための周知活動を行う。滞納者に対しては、臨戸訪問、電話等を行い現状の把握し、高額になる前にこちらからアクションを行う。 ・ 関係各課と連携し、収納の一元化などより良い徴収方法の模索と調査・検討を行う。								

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
項目名	内容		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	介護保険制度の周知		●	●	●	●	●
取組内容	介護保険制度について周知活動を行い、納付意識を高める。	取組目標	周知活動				
取組項目2	滞納者の現状把握		●	●	●	●	●
取組内容	滞納者に対して臨戸訪問を行い、詳細な現状把握をする。また関係課と情報共有を行う。	取組目標					
取組項目3	債権管理についての検討		●	●	●	●	
取組内容	徴収業務の効率化のために、税や保険料等の債権管理の一元化について調査・検討を行う。	取組目標	債権管理の一元化				
取組項目4	新たな債権管理体制の構築				●	●	●
取組内容	効果的に業務が遂行できるよう新たな債権管理体制の構築を図る。	取組目標					
取組項目5							
取組内容		取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

実施項目	収納率の維持向上（使用料－市営住宅）		項目番号	2-④					
(アクション項目の概要)			主管課	開発指導課					
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革（好循環）	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者については、住宅困窮度合いの高い方及び収入が少ない方を対象としている。 ・滞納者の戸別訪問・電話催告において不在で連絡がとれない状況が多く、納付指導を行っても納付履行が継続されない。 								
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者との対応方法や収納手段について検討し、収納率を向上させなければならない。 								
目指す姿 (改革のゴール目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する公平・公正な対応、収納率の向上による安定した収納額の確保を目指す。 【収納率75%以上、滞納者に対する取組】 								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の現状を正確に把握し、納付までの道筋をつける。また、滞納者に対しては適切な対応を取り、公平・公正を保つ。 ・関係各課と連携、債権管理の一元化についての検討を行い、収納率を向上させる。 								

アクション項目の年度別計画			取組期間				
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	滞納者の現状把握		●	●	●	●	●
取組内容	電話・面談を行い、滞納者の現状を正確に把握し対応策を検討する。	取組目標	滞納者の対応マニュアルの作成				
取組項目2	関係各課との連携		●	●	●	●	●
取組内容	収納課等の関係各課と連携し、滞納者への対応等について協力しながら収納率の向上を図る。	取組目標	情報の共有				
取組項目3	債権管理についての検討		●	●	●	●	
取組内容	徴収業務の効率化のために、税や保険料等の債権管理の一元化について調査・検討を行う。	取組目標	債権管理の一元化				
取組項目4	新たな債権管理体制の構築				●	●	●
取組内容	効果的に業務が遂行できるよう新たな債権管理体制の構築を図る。	取組目標					
取組項目5							
取組内容		取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

実施項目	特別会計・公営企業会計の見直し							項目番号	2-⑤
(アクション項目の概要)								主管課	財政課
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革 (好循環)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
					●			◎	●
現状	・本市には一般会計のほか6の特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、市営分譲住宅特別会計）と1の公営企業会計（水道事業会計）があり、黒字である市営分譲住宅特別会計及び水道事業会計を除く5の特別会計に対し、一般会計から約15億9千万円（平成30年度当初予算ベース）を繰出している。								
課題	・特別会計及び公営企業会計（以下「特別会計等」）は特定の事業における受益と負担の関係や収支をより明確にすることができる反面、会計が分立することにより予算全体の仕組みを複雑にし、財政の一貫性が阻害され、予算全体としての効率性が損なわれるおそれがある。 ・予算の議論が一般会計を中心に行われ、特別会計等について議論されることが少なく、事業のチェックが十分に働かないおそれがある。 ・特別会計の赤字を補填する形で一般会計から繰出しが行われ、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっている面があり、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっているおそれがある。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・一般会計から特別会計への基準外繰出金の減額、企業会計への必要最小限の基準外繰出金により経営感覚を高め、独立した経理管理の構築を目指す。 【一般会計から特別会計及び企業会計への基準外繰出金】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・財政の一貫性を確保し、特別会計等に関する分かりやすい開示を進め、説明責任の強化を図る。 ・特別会計等については、一般会計同様の視点に立ち、その設置目的を十分理解した上で、事務事業等の見直しを進める。 ・特別会計等については、企業感覚を持って経営状況及び将来の見通しを立て、依存している一般会計からの繰出金の減額を図る。								

〈アクション項目の年度別計画〉

項目名	内容	取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	特別会計等に関する説明責任の強化	●				
取組内容	特別会計等に関するより分かりやすい説明や資料の作成について検討し、翌年度以降実行に移す。	取組目標				
取組項目2	事務事業の点検及び見直し	●	●	●	●	●
取組内容	事務事業を点検し、事業意義が低下したものや事業の目的が達成したものについては廃止、縮減を行う。	取組目標				
取組項目3	一般会計からの繰出金の減額	●	●	●	●	●
取組内容	一般会計からの繰出金に依存している会計について繰出基準の策定や事業の一般会計化を検討する。	取組目標				
取組項目4						
取組内容		取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	社会保障制度の適正な運営(国民健康保険)		項目番号	2-⑥					
(アクション項目の概要)			主管課	国保年金課					
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革(好循環)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			●		◎				●
現 状	・国民健康保険制度の運営について、高齢化、医療の進歩など、多様な社会的要因により、医療費が増加傾向にある。								
課 題	・国民健康保険事業の安定的な運営を図るために、特定健康診査の受診率を向上させ、病気の早期発見、早期治療により医療費の伸びが過度に増大しないようにする必要がある。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・保健事業(特定健康診査等)を推進し、医療費の適正化による医療の効率的な提供を目指す。 ・特定健康診査受診率60%を目指す。 【特定健康診査受診率、特定健康診査の回数・会場】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・特定健康診査の受診率を上げることにより、疾病の早期発見や生活習慣病の予防に結びつける被保険者を増やし、医療費適正化のため保健事業を取組んでいく。								

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
項目名	内 容		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
取組項目1	特定健康診査の受診率向上		●	●	●	●	●
取組内容	特定健康診査の受診率が上がるよう、回数、会場、周知方法について検討する。	取組目標					
取組項目2	特定健康診査の実施			●	●	●	●
取組内容	特定健康診査の周知、回数・会場等の検討を基に実施する。	取組目標					
取組項目3	特定保健指導の実施		●	●	●	●	●
取組内容	生活習慣病のリスクが高い人へ、保健指導を実施し、生活習慣改善の支援を行う。	取組目標					
取組項目4	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進		●	●	●	●	●
取組内容	ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減額の通知や、ジェネリック医薬品希望シールを配布することによる使用促進を図る。	取組目標					
取組項目5	医療費通知の送付		●	●	●	●	●
取組内容	健康や医療に対する理解を深めていただくことを目的に、受診した医療費等が記載された通知を送付する。	取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

実施項目	社会保障制度の適正な運営(介護保険)							項目番号	2-⑦												
(アクション項目の概要)														主管課	介護福祉課						
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革(好循環)							推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)						
									●		◎				●						
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増大及び制度の拡充により、給付費が増加傾向にある。 ・事業所指導(実地調査)に対して、十分な取り組み、知識が不足している。 ・介護予防事業は限られた会場で開催しており、地域ごとに開催できていないため、開催会場の拡大を目指している。 																				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴う利用者の増加に比例した、費用の増加への対応が必要になっている。 ・県から移譲された部分の事業所指導の知識習得への対応が必要になっている。 ・地域の担い手を育成し、地域ごとに開催できる場所、移動手段を確保が求められている。 																				
目指す姿 (改革のゴール目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・どの事業所においても適正な介護サービスが提供できるようにする。また、介護支援事業及び介護事業の利用の必要がない、元気な高齢者を増やすため、介護予防事業を充実させる。 【介護予防事業の実施回数、資格取得者数】																				
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出されるケアプランのチェック強化を図る。 ・事業所指導に必要な知識等の習得を図る。 ・地域の担い手育成に力を入れる。また、他課との連携を図り、場所・移動手段の問題解決をする。 																				

項目名	内 容	取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	ケアプランのチェック強化	●	●	●	●	●
取組内容	提出されるケアプランについて、詳しく確認し、正しいプランが立てられているかチェックする。	取組目標				
取組項目2	事業所指導の知識習得	●	●	●	●	●
取組内容	研修等を受講し、事業所指導の実施回数を増やす。	取組目標				
取組項目3	地域の担い手の育成	●	●	●	●	●
取組内容	シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座及び地域介護ヘルパー養成講座の開催を行う。	取組目標 資格取得者の増加				
取組項目4	介護予防事業の充実	●	●	●	●	●
取組内容	介護予防事業の内容、回数、開催場所、移動手段等について検討・実施し、介護予防に関する取組の充実を図る。	取組目標 介護予防事業の実施				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	補助・負担金の適正化		項目番号	2-⑧					
(アクション項目の概要)			主管課	財政課					
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革(好循環)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			●		●			◎	●
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付が長期化、固定化し、既得権化する傾向にあり、交付団体の公平性の懸念、交付先団体の自発的な活動意識の希薄化が生じている。負担金交付団体について、事業の必要性や効率性についてのチェックが働きにくく、請求されるままに負担金を支払わざるを得ない状況である。 								
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 補助金審議会において、補助金支出の適法性、適正性、費用対効果や効率性・有効性の検証を行っているが、市民や補助金交付対象者に、その内容が十分に伝わっていない。 交付された補助金や負担金の効果検証が不十分な状況である。 負担金交付団体等設立当初から他自治体との賛助により加入している場合、単独で脱退することが困難である。 								
目指す姿 (改革のゴール目標)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金、負担金の交付目的が達成され、効果が上がっている状況を作る。 【補助金審議会の審議結果】 								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の長期化・公益性の問題に対し、基準となるつくばみらい市補助金等交付基準を点検し、必要に応じて見直しを行う。 交付を行った補助金について、評価の内容や補助金審議会の審議結果を公表することにより補助金の透明性を高め、より適正な補助金の交付を図る。 負担金交付団体等の活動状況や財務状況を把握し、事業内容や当該団体加入のメリットを検証するとともに負担金支出の妥当性について検討する。 								

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
項目名	内容		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	補助金等交付基準の再検討		●	●			
取組内容	つくばみらい市補助金等交付基準について、点検し、必要に応じて見直しを行う。	取組目標					
取組項目2	補助金の整理、見直し		●	●	●	●	●
取組内容	補助金交付基準に照らし補助金を評価し、当該評価結果に基づき、補助金の廃止、縮小を含めた整理、見直しを行う。	取組目標					
取組項目3	補助金の評価、審議結果等の公表			●	●	●	●
取組内容	補助金の評価や補助金審議会の審議結果について、ホームページ等を通じて公表する。	取組目標					
取組項目4	負担金交付団体の活動状況や決算状況の把握		●				
取組内容	負担金交付団体の活動状況や決算状況を収集する。	取組目標					
取組項目5	負担金支出の妥当性の検証			●	●	●	●
取組内容	事業内容や当該団体加入のメリットを検証するとともに負担金支出の妥当性について検討する。	取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

実施項目	受益者負担の適正化		項目番号	2-⑨					
(アクション項目の概要)			主管課	財政課					
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革 (好循環)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
現 状	・ 公共施設使用料については、「つくばみらい市公共施設使用料設定に関する基本方針」に基づき、平成25年7月から使用料の徴収を行っている。								
課 題	・ 施設使用料の見直しについては、指針により3年経過したのちに実施するとなっているが、激変緩和措置が終了した平成27年7月から見直しを行っていない。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・ 適正な使用料の設定 (見直し) を行う。 【施設利用料の適正化】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・ 施設の管理運営に係る経費を整理し、2020年4月を目途に使用料見直しを実施する。 ・ その後においても近隣自治体や社会情勢に応じて、随時見直しを行っていく。								

項目名	内容	取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	施設使用料の見直し検討	●	●	●	●	●
取組内容	各施設の管理運営に係る経費を整理し、使用料の見直しを検討する。	取組目標				
取組項目2	施設使用料の見直し		●	●	●	●
取組内容	検討結果をもとに使用料の見直しを行う。	取組目標				
取組項目3	施設運営や利用状況の把握		●	●	●	●
取組内容	施設運営や利用状況を定期的に把握し、近隣自治体や社会情勢の動向に受益者負担の在り方について再考していく。	取組目標				
取組項目4						
取組内容		取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目 公共施設の個別施設計画策定と適正配置 (アクション項目の概要)		項目番号 2-⑩
		主管課 財政課
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革(好循環)	推進手段 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) ● ● ● ● ● ● ●
現 状	・これまで整備してきた公共施設等の老朽化が進行しており、将来的に一斉に更新時期を迎え、多額の費用が必要になることが見込まれているため、平成28年度に「公共施設等総合管理に関する指針」を策定し、耐震化を含めた老朽化対策を行っている。	
課 題	・公共施設等総合管理に関する指針に基づいた、公共施設ごとの具体的な計画が策定されていない。	
目指す姿 (改革のゴール目標)	・公共施設等の個別施設計画(長寿命化計画)を策定し、計画的に適正配置や維持管理を行う。 【個別施設計画の策定・運用状況】	
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・2020年度までに公共施設等の個別施設計画(長寿命化計画)を策定する。それをもとに計画的に施設の更新・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化を行う。計画的な改修・維持管理等を行う。	

〈アクション項目の年度別計画〉		取組期間				
項目名	内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	個別施設計画の策定	●	●			
取組内容	個別施設計画の策定に向けた全庁的な取り組み体制を構築し、老朽化の状況や利用状況などを考慮した個別施設計画を策定する。	取組目標				
取組項目2	個別施設計画の進行管理			●	●	●
取組内容	個別施設計画に基づき適正な維持管理を行うとともに、定期的な点検等を実施し長寿命化に向けた管理を行う。	取組目標				
取組項目3	個別施設計画に基づく予算の確保・調整			●	●	●
取組内容	計画で掲げた改修等の時期に合わせ、施設の更新・統廃合・長寿命化などを再検討し、財政負担の軽減・平準化を図り、予算確保に努める。	取組目標				
取組項目4						
取組内容		取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	未利用地の活用処分と管理							項目番号	2-⑪			
(アクション項目の概要)								主管課	財政課			
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革(好循環)				推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
						●		●			●	◎
現 状	・市所有の未利用地は市内に点在しており、維持管理経費が発生している。											
課 題	・売却や貸付をするための境界確認や不動産鑑定などを実施する必要がある。また外部への情報提供を行う必要がある。											
目指す姿 (改革のゴール目標)	・未利用地の売却・貸付を行う。 【未利用地の売却額, 貸付額, 件数に対する活用割合】											
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・未利用地の活用・処分等について委員会に諮り、売却や貸付に向けた境界確認や不動産鑑定を検討・実施する。併せて外部に未利用地の情報提供を行っていく。											

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
			2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
項目名	内容						
取組項目1	未利用地の整理		●				
取組内容	未利用地の活用・処分などについて、市有財産管理委員会に諮り、未利用地の整理を進める。		取組目標				
取組項目2	資産価値の把握			●	●	●	●
取組内容	資産価値を把握するため、利用価値の高い物件を優先して境界確認や不動産鑑定を実施する。		取組目標				
取組項目3	未利用地の処分			●	●	●	●
取組内容	売却や貸付に向けた情報提供の手法を検討し、管理費削減及び自主財源の確保に努める。		取組目標				
取組項目4							
取組内容			取組目標				
取組項目5							
取組内容			取組目標				
取組項目6							
取組内容			取組目標				

実施項目	費用対効果を意識した事務事業の効率化 (アクション項目の概要)	項目番号	2-⑫
		主管課	総務課

基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革 (好循環)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
					●		◎	●	
現 状	・市民ニーズの多様化により、様々な地域課題が山積する一方で、増加する事務処理に応じた職員数が確保できておらず、職員一人当たりの業務量が増加している。								
課 題	・定型業務・大量処理業務については、事務処理時間の短縮等の効率化を図る必要がある。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・デジタル技術を活用した効率的な大型業務・大量処理業務の省力化を目指す。 【デジタル技術導入業務数】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・デジタル技術の活用に適した定型業務・大量処理業務を検討し、導入を行う。								

〈アクション項目の年度別計画〉

項目名	内容	取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	デジタル技術の導入検討	●	●			
取組内容	デジタル技術を導入できる業務を洗い出し、稼働までの作業工程を策定する。					
取組項目2	デジタル技術の導入準備		●	●	●	
取組内容	作業工程に基づき職員の研修、対象業務のデジタル技術適用化を図る。					
取組項目3	デジタル技術を活用した業務の実施				●	●
取組内容	デジタル技術を活用し、業務の効率化を推進する。					
取組項目4						
取組内容						
取組項目5						
取組内容						
取組項目6						
取組内容						

実施項目 行政評価を活用した事業の見直しと再構築 (アクション項目の概要)		項目番号 2-⑬																
		主管課 企画政策課																
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革(好循環)	<table border="1"> <tr> <th>推進手段</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>(5)</th> <th>(6)</th> <th>(7)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> </tr> </table>	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		◎		◎		●		●
推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)											
	◎		◎		●		●											
現 状	・各課で実施している事務事業は、実施内容と進捗状況の管理を行っているが、事業を実施した結果、どのような成果が得られているのかについて、検証を行っていない。																	
課 題	・事務事業評価及び施策評価を運用することで、事務事業の在り方や進め方の改善・見直しなど「スクラップ、リセット」を行い、有効性の高い事務事業を実施していく必要がある。																	
目指す姿 (改革のゴール目標)	・事業執行の過程において、計画・実施・評価・改善・見直しのサイクルを確立し、各種分野別計画や予算編成などとの連携を図る。 【施策評価に基づいた新規事業数、廃止事業数】																	
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・職員に対し、行政評価制度の理解を深めるための研修などを取り入れながら、事務事業評価及び施策評価を運用していく中で、評価の精度を上げていく。この評価制度における「自己分析や評価結果の検証」などのプロセスの中で、事務事業の在り方や進め方の改善・見直しなど「スクラップ、リセット」の判断できる仕組みを構築していく。																	

〈アクション項目の年度別計画〉

項目名	内容	取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	事務事業評価の実施	●	●	●	●	●
取組内容	事務事業評価を実施し、事業の目的を職員に意識付けするとともに、調書の精度を上げる。	取組目標				
取組項目2	施策評価の実施	●	●	●	●	●
取組内容	施策評価を実施し、施策の進行管理と着実な実施を図る。	取組目標				
取組項目3	評価調書の修正	●	●	●	●	●
取組内容	事務事業評価シート、施策評価シートを随時見直し、使いやすいシートへの改良を図る。	取組目標				
取組項目4	予算編成との連動	●	●	●	●	●
取組内容	事務事業評価及び施策評価シートを予算編成の資料とし、今後の見通しと予算付けを連動させる。	取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目 新たな財源の拡充		項目番号 2-⑭	
(アクション項目の概要)		主管課 財政課	
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革 (好循環)	推進手段	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
			◎ ●
現 状	・これまで、広報紙やホームページのバナー広告、封筒や庁舎内掲示板を活用した企業等からの有料広告の掲載、公共施設のネーミングライツなどを行い、自主財源の確保を行ってきた。		
課 題	・業者来庁時や広報紙等で広告企業主の募集を行っているが、件数増加につながらない。また、新たな財源確保の手段を検討しなければならない。		
目指す姿 (改革のゴール目標)	・有料広告等の財源確保事業の拡充、及び新たな財源の確保による歳入の安定化を目指す。 【広告収入金額、財源確保の取組】		
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・現在実施している各種広告収入については周知活動を強化し、増収を図る。同時に新たな財源を確保する手段について検討し、積極的に取り入れていく。		

アクション項目の年度別計画		取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	各種有料広告の効果的な周知	●	●	●	●	●
取組内容	企業側の広告メリット等を打ち出し、効果的な周知方法を検討する。	取組目標				
取組項目2	新たな財源確保のための調査・研究	●	●	●	●	●
取組内容	企業側が求める広告媒体、市が所有する資源を洗い出し、新たな自主税源確保のため調査・研究を行う。	取組目標				
取組項目3	新たな財源確保のための取組	●	●	●	●	●
取組内容	調査・研究結果をもとに随時新たな取組を導入する。	取組目標				
取組項目4	ネーミングライツ導入の取組の推進		●	●	●	●
取組内容	募集方法等を調査・研究し、新規導入に結びつける。	取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	新たな地域経営手法の創設 (アクション項目の概要)	項目番号	2-⑮						
		主管課	企画政策課						
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革 (好循環)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			●	◎	●		●		
現 状	・市では常総広域、一部事務組合等の広域行政のほかに、各事業において効果的・効率的な行政サービスを提供するために周辺自治体と連携により業務を行っているものがある。								
課 題	・多様化する市民ニーズに対応するには、自治体単独ではなく、周辺自治体と地域の特性を生かした連携をしていく必要がある。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・周辺自治体や各種関連自治体との連携体制の構築による、さらなる効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・周辺自治体と広域連携のための勉強会等を開催し、相互理解を深めていく。その上で連携可能事業の内容や手段について研究を行い、圏域による行政サービスの提供の仕組み作りを行う。								

〈アクション項目の年度別計画〉

項目名	内 容	取組期間				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	広域連携に関する勉強会の開催	●	●			
取組内容	広域連携に関する理解を深め、連携可能事業(案)の検討を行う。					
取組項目2	連携可能事業の選定	●	●	●	●	
取組内容	連携する自治体と連携可能事業について広域による効果等について調査・研究を行う。					
取組項目3	連携事業の実施		●	●	●	●
取組内容	連携事業として圏域での行政サービスの提供を行う。					
取組項目4	取組みの改善・拡大			●	●	●
取組内容	検証結果等を基に、連携事業の改善・拡大を行うことにより、連携効果の増大を図る。					
取組項目5						
取組内容						
取組項目6						
取組内容						

実施項目 民間活力の導入 (アクション項目の概要)		項目番号 2-⑯	
		主管課 企画政策課	
基本姿勢	2. 好循環の流れを築く財政運営の質的改革 (好循環)	推進手段	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) ◎ ●
現 状	・民間活用については、平成24年度に民間活力導入等検討委員会において平成25年度から平成34年度までの10年間の実施計画を作成し、24事業について検討した。平成30年度時点で8事業について指定管理、業務委託の導入をした。		
課 題	・検討の結果、導入・未導入を決定し、取り組んでいる事業においても、法改正や社会情勢の変化により、再検討が必要となってきた。		
目指す姿 (改革のゴール目標)	・コスト、サービス等の面で効果が見込まれる公共施設、事務事業に関する民間活力のさらなる導入を目指す。 【指定管理導入施設数、実施計画内の導入事業数】		
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・現在の実施計画について、社会情勢の変化や法改正踏まえ、民間活力等の導入について再検討を行う。検討結果に基づき、民間活力の導入に向けて事業を進めていく。また、各課に対して、指定管理、PFI、業務委託等の民間活力の導入について周知するなど推進していく。		

項目名		内容	取組期間				
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	指針の再検討		●	●	●		
取組内容	多様化するPPP/PFI活用をより一層推進するために、PFI等の内容を加えた「PPP/PFI導入基本指針」の策定を検討する。	取組目標	PPP/PFI導入基本指針の策定				
取組項目2	指針の運用					●	●
取組内容	策定した「PPP/PFI導入基本指針」に基づき民間活力の導入を検討する。	取組目標					
取組項目3	民間活力導入の推進		●	●	●	●	●
取組内容	各課に対して民間活力導入の効果や有効性等を周知し、民間活力の導入を推進していく。	取組目標					
取組項目4	さらなる民間活力導入の調査・研究		●	●	●	●	●
取組内容	民間活力の積極的な導入に向け、社会情勢の変化、法改正、手法等について調査・研究を行う。	取組目標					
取組項目5							
取組内容		取組目標					
取組項目6							
取組内容		取組目標					

③しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革（信頼関係）

実施項目	市民意見の収集							項目番号	3-①						
(アクション項目の概要)								主管課	地域推進課						
基本姿勢	3. しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革(信頼関係)							推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
									●	●		●	◎		●
現 状	・市長とまちづくりについて語る意見交換会の実施、メール及び手紙により、まちづくりについての意見や提案をもらうことで、市民の意見を収集している。														
課 題	・現状では、市長との意見交換会、メール及び手紙により寄せられた市民の声しか収集できていない。また、収集した意見等が全庁的に共有されておらず有効活用できていない。														
目指す姿 (改革のゴール目標)	・市民の意見を収集できる体制と収集した意見を共有できる仕組みを構築する。 【各種アンケートの実施回数】														
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・アンケート調査や世論調査を実施し、市民の声を収集・蓄積する。また、蓄積した意見を庁内で共有し、活用する仕組みをつくる。														

〈アクション項目の年度別計画〉

項目名	内 容	取組期間				
		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
取組項目1	アンケート調査の実施	●	●	●	●	●
取組内容	市民が集まる会議や意見交換会の機会を活用し、市で収集したい項目のアンケート調査を実施する。	取組目標				
取組項目2	市民意見の活用に向けた庁内共通の仕組みづくり	●				
取組内容	意見交換会で出た意見や、手紙、メール、アンケート調査の結果を全庁的に共有できる仕組みをつくる。	取組目標				
取組項目3	世論調査の実施		●	●	●	●
取組内容	年に1度、市の政策や事業について広報紙やHP、SNS等を活用し世論調査を実施する。	取組目標				
取組項目4						
取組内容		取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	魅力発信							項目番号	3-②		
(アクション項目の概要)								主管課	秘書広報課		
基本姿勢	3. しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革（信頼関係）			推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
					●	●		◎			
現 状	・つくばみらい市のSNSによる行政情報の発信（プッシュ型）は、ツイッター、フェイスブックを用いて実施している。										
課 題	・色々な情報が1つのアカウントから発信されるため、受け取る側が必要としない情報も届いてしまっている。また、新たな発信手段も次々と増えており、それぞれに特色がある。市としても発信する情報の内容や頻度、発信手段について研究していかなければならない。										
目指す姿 (改革のゴール目標)	・欲しい情報が欲しい人へ届く情報発信の仕組みの構築を目指す。 【市内・市外に向けた情報発信手段】										
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・現在発信している情報と手段の組み合わせを整理・最適化する。その上で、より効果的な発信をするために内容や手段について研究し、全庁的な仕組みづくりをする。										

〈アクション項目の年度別計画〉				取組期間				
項目名	内容			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	現状の発信手段の最適化			●	●	●	●	●
取組内容	現在実施している情報発信について、発信の仕方、手段を整理し、内容と手段を最適化する。			取組目標				
取組項目2	効果的な情報発信についての調査・研究			●	●	●	●	●
取組内容	どの情報をどの媒体を使って発信するのが効果的なのか、トレンドを把握しながら調査・研究をする。			取組目標				
取組項目3	庁内での情報発信に関する共通の仕組みづくり			●	●			
取組内容	情報発信について、庁内共通の仕組みをつくる。			取組目標	情報発信に関する内規の策定			
取組項目4	新しい情報発信についての調査・研究と実施			●	●	●	●	●
取組内容	常に変化するトレンドと進化する情報発信の手段について、随時調査・研究し、取り入れていく。			取組目標				
取組項目5								
取組内容				取組目標				
取組項目6								
取組内容				取組目標				

実施項目	市民・地域との協働						項目番号	3-③				
(アクション項目の概要)								主管課	地域推進課			
基本姿勢	3. しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革(信頼関係)				推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
						●	◎		●		●	◎
現 状	・市民団体に対して活動支援事業を実施しているが、補助制度については、活用している団体に偏りが見受けられる。また市民団体の活動拠点が少ない。											
課 題	・各団体が利用しやすい補助制度への見直しや活動拠点の整備が必要である。											
目指す姿 (改革のゴール目標)	・補助制度の見直し、活動拠点の整備による市民協働のさらなる進展を目指す。 【補助制度利用団体数、活動基盤整備に関する取組】											
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・現在の補助制度については、団体が利用しやすいような見直し、新たな補助制度などを検討・実施していく。さらに活動拠点の確保などの団体の活動基盤の整備を行い、市民協働を推進する。											

〈アクション項目の年度別計画〉			取組期間				
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	市民協働基本指針の運用		●	●	●	●	●
取組内容	活動団体等が活動しやすい環境づくりを行い、市役所内部の推進体制の強化を図る。		取組目標				
取組項目2	補助制度の見直し		●	●	●	●	●
取組内容	活動団体が利用しやすい補助制度への見直しを行うとともに、新たな補助制度について検討・実施をする。		取組目標				
取組項目3	活動拠点の確保		●	●	●		
取組内容	市民活動団体等の活動機会の提供、活動支援、情報提供などの機能を通じて、市民活動を促進する市民活動拠点の検討、設置を行う。		取組目標				
取組項目4	コーディネーターの確保		●	●	●	●	●
取組内容	幅広いネットワークと調整能力を持つコーディネーターの確保・育成する。		取組目標				
取組項目5	協働事業提案制度の導入		●	●	●	●	●
取組内容	市民のアイデアを生かした協働のまちづくりを推進するため、協働事業の提案制度を検討する。		取組目標				
取組項目6							
取組内容			取組目標				

実施項目	市民参加機会の創出 (アクション項目の概要)	項目番号	3-④
		主管課	地域推進課
基本姿勢	3. しあわせな市民を増やす行政サービスの質的改革(信頼関係)	推進手段	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) ◎ ● ◎
現 状	・NPO法人、里親制度登録団体、ボランティア団体などの市民が自発的に行う活動団体の情報が庁内で共有化できていない。また、それぞれの団体の違いも共通認識がされていない。		
課 題	・各団体の特性や支援策などの情報を庁内、市民周知し共有することで、市民協働を積極的に推進していかなければならない。		
目指す姿 (改革のゴール目標)	・協働に関する情報共有と積極的な発信を行い、市民団体を増やす。 【NPO・ボランティア・里親団体数】		
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・市民活動団体の情報収集を行い、庁内で共有化できるようデータベース化を行う。また、市民団体との協働事例や支援制度についても整理する。そして、庁内や市民に積極的に発信することで市民団体数を増やしていく。		

〈アクション項目の年度別計画〉		取組期間				
項目名	内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1	市民団体に関する情報の整理	●				
取組内容	ボランティア団体、NPO団体、里親など、団体ごとに担当課が違っているが、各種団体に関する情報を整理し一元化する。	取組目標	各種団体情報の一元化			
取組項目2	市民団体情報の共有	●				
取組内容	各課が市民団体との連携がスムーズに行えるように、庁内での情報共有体制をつくる。	取組目標				
取組項目3	協働に関する情報の発信	●	●	●	●	●
取組内容	協働の取組事例、支援制度に関する情報を積極的に発信し、各種団体数を増やす。	取組目標				
取組項目4	市民活動意識の醸成			●	●	●
取組内容	市民活動に関する情報の発信や市民活動体験の場の提供のほか、市民活動に関する講座等を開催しながら、市民活動意識の醸成を促す。	取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

実施項目	情報システムの効率的な活用						項目番号	3-⑤	
(アクション項目の概要)								主管課	秘書広報課
基本姿勢	3. しあわせな市民を増やす行政サービスの質的 改革(信頼関係)	推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			◎		●	●	◎	●	
現 状	・庁内ネットワーク(ガラン、ファイルサーバ、基幹系システム等)の構築により、業務の効率化及び市民サービスの向上を図っている。								
課 題	・資産管理ソフト未導入のため、セキュリティの面では十分とは言えない。また、国が推進しているオープンデータの取組みも遅れており、今後、ニーズ、メリット、効果、リスク等を検証して進めていく必要がある。								
目指す姿 (改革のゴール目標)	・さらなる業務の効率化及び市民サービスの向上のための庁内ネットワークの構築並びに情報漏えいを未然に防ぐことができる情報セキュリティ体制の構築を目指す。 行政の透明性の向上、経済の活性化等のためのオープンデータの充実と利用の普及を目指す。 【オープンデータ数】								
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	・情報システムの進化、国の方針、他市町村の動向等を注視するとともに、市民のニーズ、予算、人員等を総合的に勘案し、できるものから着実に進めていく。								

項目名	内容	取組期間				
		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
取組項目1	オープンデータについての調査・研究	●	●			
取組内容	国の方針及び他市町村の動向等を踏まえ、ニーズ、メリット、効果、リスク等を検証していく。	取組目標				
取組項目2	オープンデータの取組み		●	●	●	●
取組内容	オープンデータの基本的な指針を明確にし、データ化できるものから進めていく。	取組目標 データ活用推進計画の策定				
取組項目3	庁内ネットワークの整備	●	●	●	●	●
取組内容	庁内ネットワーク及び情報セキュリティ体制には細心の注意を払い整備する。	取組目標				
取組項目4	情報システムについての調査・研究	●	●	●	●	●
取組内容	常に進化する情報システムについて、随時調査・研究する。	取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

(参考) 基本姿勢と推進手段のマトリックス表

			基本姿勢 (1)	基本姿勢 (1)	基本姿勢 (1)	基本姿勢 (1)	基本姿勢 (1)
			x	x	x	x	x
			推進手段 (1)	推進手段 (2)	推進手段 (3)	推進手段 (4)	推進手段 (5)
			コミュニ ケーション のある組織 の環境 づくり	市民とと もに共通 の目的 に向かう 組織を作 る	可視化 (みえる 化)共有 化による 効果的 な人組 織づくり	庁内 における情 報共有	新しい技 術の研 究と積極 的な活 用
			0101	0102	0103	0104	0105
1-①	定員管理	総務課	●		●		
1-②	人材の確保	総務課	●		◎		
1-③	人材の育成	総務課	●	◎	●	●	●
1-④	女性職員の活躍基盤の確保	総務課	◎				
1-⑤	リスクマネジメント	総務課					
1-⑥	庁内の情報共有	企画政策課	●			◎	
1-⑦	小さな見直し(カイゼン活動)の普及	総務課	●		◎		
1-⑧	ワークライフバランスの徹底	総務課	◎				
2-①	収納率の維持向上(税-市税)	収納課					
2-②	収納率の維持向上(税-国民健康保険税)	国保年金課					
2-③	収納率の維持向上(税-介護保険料)	介護福祉課					
2-④	収納率の維持向上(使用料-市営住宅)	開発指導課					
2-⑤	特別会計・公営企業会計の見直し	財政課					
2-⑥	社会保障制度の適正な運営(国民健康保険)	国保年金課					
2-⑦	社会保障制度の適正な運営(介護保険)	介護福祉課					
2-⑧	補助・負担金の適正化	財政課					
2-⑨	受益者負担の適正化	財政課					
2-⑩	公共施設の個別施設計画策定と適正配置	財政課					
2-⑪	未利用地の活用処分と管理	財政課					
2-⑫	費用対効果を意識した事務事業の効率化	秘書広報課					◎
2-⑬	行政評価を活用した事業の見直しと再構築	企画政策課					
2-⑭	新たな財源の拡充	財政課					
2-⑮	新たな地域経営手法の創設	企画政策課					
2-⑯	民間活力の導入	企画政策課					
3-①	市民意見の収集	地域推進課					
3-②	魅力発信	秘書広報課					
3-③	市民・地域との協働	地域推進課					
3-④	市民参加機会の創出	地域推進課					
3-⑤	情報システムの効率的な活用	秘書広報課					

(補足資料) 調書の見方について

・アクション項目名称を表します。

・アクション項目の番号を表します。

実施項目 (アクション項目の概要)								項目番号 主管課	
基本姿勢		推進手段	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
現 状									
課 題									
目指す姿 (改革のゴール目標)									
取組方針 (ゴールまでのアプローチ方針)	<p>・アクション項目に位置づける具体的な項目を「取組項目」として位置づけ、内容ごとに切り分け記載しています。</p>								

・当該項目を中心になって進める課を主管課として表しています。

・みらい改革プランに位置づけた「改革のための推進手段」の7つの項目のどれに該当するかを表しています。

- (1) 市民満足度の向上
- (2) 協働・連携
- (3) 行政評価・選択と集中
- (4) 行政情報提供と魅力発信
- (5) ICTの積極活用
- (6) リスク管理と公平・公正な業務
- (7) コスト意識

・●と◎が該当する部分です。◎が中心となる部分を表します。

アクション項目の年度別計画		取組期間				
項目名	内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
取組項目1						
取組内容		取組目標				
取組項目2						
取組内容		取組目標				
取組項目3						
取組内容		取組目標				
取組項目4						
取組内容		取組目標				
取組項目5						
取組内容		取組目標				
取組項目6						
取組内容		取組目標				

・アクション項目に位置づける具体的な取組項目の期間を表します。

策定にあたっての諸資料

(策定の経緯・各種規程等)

1. 策定の経緯

日程	内容	
2018年 (平成30年)	10月1日	第1回つくばみらい市行政改革推進本部会議
	10月11日	政策秘書課・総務課・財政課3課会議
	10月18日	つくばみらい市行財政改革にかかる市長ヒアリング
	10月29日	第1回つくばみらい市行政改革推進本部幹事会
	11月6日	第1回つくばみらい市行政改革懇談会
	11月12日	第2回つくばみらい市行政改革推進本部会議
	12月10日 ～1月8日	「みらい改革プラン(案)(第4次つくばみらい市行財政改革大綱)」に関するパブリック・コメント(意見公募)の実施
2019年 (平成31年)	1月10日	アクションプラン(2019～2023)(第4次つくばみらい市行財政改革実施計画)策定にかかる各課ヒアリング
	1月31日	第2回つくばみらい市行政改革懇談会
	2月8日	第3回つくばみらい市推進本部会議
	3月19日	第3回つくばみらい市行政改革懇談会
	3月27日	第4回つくばみらい市推進本部会議

2. 各種規程等

○つくばみらい市行政改革推進本部要綱

平成18年6月20日

訓令第35号

改正 平成19年3月12日訓令第3号

平成20年3月26日訓令第7号

平成22年7月8日訓令第3号

平成23年3月31日訓令第1号

平成24年3月30日訓令第5号

平成26年2月19日訓令第2号

平成27年3月4日訓令第5号

平成30年10月18日訓令第4—1号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し、推進するため、つくばみらい市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 行財政改革大綱の策定に関すること。

(2) 行財政改革大綱の進行管理に関すること。

(3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(平19訓令3・一部改正)

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長には副市長を、本部員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(平19訓令3・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。

3 代表幹事には市長公室長を、幹事には、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(平24訓令5・一部改正)

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

2 幹事会の会議は、本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。

3 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、政策秘書課において処理する。

(平20訓令7・平24訓令5・平27訓令5・一部改正)

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第4-1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(平30訓令4-1・全改)

職

教育長
 市長公室長
 総務部長
 市民経済部長
 保健福祉部長
 都市建設部長
 教育部長
 会計管理者
 議会事務局長

別表第2 (第6条関係)

(平30訓令4-1・全改)

職

市長公室長が指名する課長
 総務部長が指名する課長
 市民経済部長が指名する課長
 保健福祉部長が指名する課長
 都市建設部長が指名する課長
 教育部長が指名する課長
 農業委員会事務局長
 会計管理者が指名する者
 議会事務局長が指名する者

○つくばみらい市行政改革懇談会要綱

平成18年6月20日

告示第142号

改正 平成19年3月12日告示第18号

平成24年3月30日告示第67号

平成26年2月19日告示第25号

平成27年3月4日告示第22号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、つくばみらい市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、つくばみらい市の行財政改革の推進について必要な調査及び審議をする。

2 懇談会は、行政改革推進本部から、行財政改革大綱の推進状況について必要に応じて報告を受ける。

3 懇談会は、行政改革推進本部に対し、行財政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

4 懇談会は、市民の視点で行政評価を行う。

(平19告示18・平27告示22・一部改正)

(委員)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 懇談会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(平24告示67・一部改正、平26告示25・旧第7条繰上、平27告示22・一部改正)

(補則)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平26告示25・旧第8条繰上)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第18号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第67号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第25号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第22号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

/

つくばみらい市行政改革プラン(2019-2023)

発行●2019年3月

編集●つくばみらい市 市長公室 政策秘書課

住所●〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 番地

電話●0297-58-2111 (代表)

FAX●0297-58-5611

URL●<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

